**介護報酬算定に係る基準等について**

　介護報酬の算定に当たっては、以下に示す基準等を確認する必要があります。

1. **基準本文**（報酬単位、加算等の算定要件など）

・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

　（H12.2.10厚生省告示第19号）

・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

　（H18.3.14厚生労働省告示第127号）

1. **別に定める基準**（基準本文中、「厚生労働大臣が定める基準」等として、内容

の一部を別に制定）

・厚生労働大臣が定める１単位の単価

（H27.3.23厚生労働省告示第93号）

・厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等

（H27.3.23厚生労働省告示第94号）

・厚生労働大臣が定める基準

（H27.3.23厚生労働省告示第95号）

・厚生労働大臣が定める施設基準

（H27.3.23厚生労働省告示第96号）

・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法

（H12.2.10厚生省告示第27号）

・厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

（H12.2.10厚生省告示第29号）

・介護保険法施行規則第68条第３項及び第87条第３項に規定する厚生労働大臣

　が定めるところにより算定した費用の額

　（H12.2.10厚生省告示第38号）

1. **留意事項通知**（基準の解釈等の詳細を示したもの）

・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

　（H12.3.1老企第36号）

・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

　（H12.3.8老企第40号）

・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

　（H18.3.17老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号：

　　別紙１）

1. **関連する告示・通知等**（関連する告示、通知、事務連絡等）
2. **介護報酬Q&A** （基準、留意事項通知等の疑義内容についてQA方式で示したもの）